

加賀市議会・あわら市議会友好交流議員連盟規約

(名称)

第1条 この連盟は、加賀市議会・あわら市議会友好交流議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目的)

第2条 連盟は、加賀市とあわら市（以下「両市」という。）の市議会議員の相互交流を通じて、両市に関する共通の行政課題の解決に向け協力し、もって両市の市民福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 行政課題の調査・研究
- (2) 関係機関等への陳情・要望活動
- (3) 前2号に必要な議員派遣
- (4) その他役員会で決定した事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛意を表する両市の市議会議員（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 8名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、加賀市議会議長又はあわら市議会議長のいずれかをもって充てるものとする。
 - 3 副会長は、会長職にない市議会議長をもって充てるものとする。
 - 4 理事は、両市議会の副議長、常任委員長又は議会運営委員長の中から充てるものとする。
 - 5 監事は、両市議会の議会選出監査委員をもって充てるものとする。
 - 6 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 7 役員が、所属する市議会の役職改選等により欠格となったときは、その役職を継承した者を役員とし、任期は前任者の残任期間とする。
 - 8 第1項に規定する者のほか、会長が必要と認めるときは、会長又は副会長経験者を、会長の指名により顧問として置くことができる。

(役員職務)

第6条 会長は連盟を代表するほか、総会及び役員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 3 理事は、事業の企画立案を行い、連盟の運営・連絡調整を担当する。
- 4 監事は、連盟の会計を監査する。
- 5 顧問は、役員会に出席し、会長が認めるときは意見を述べるすることができる。

(会議)

第7条 連盟に次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第8条 総会は毎年1回開催する。ただし、役員会の決定により臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について議決又は承認する。

(1) 事業計画

(2) 予算

(3) 決算

(4) その他連盟の重要事項であって役員会が必要と認めるもの

3 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。

4 総会の議事は、出席した会員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、役員会の議事は、出席した役員（議長を含む。）の過半数をもって決する。

2 役員会は、会長が必要と認めたときに開くものとする。ただし、役員³/₂以上の要求があるときは、会長はこれを開かなければならない。

(経費)

第10条 連盟の所要経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費) 令和2年4月21日改正

第11条 会員の会費は、年額6千円とする。

2 前項の会費のほか、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第12条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 連盟の事務局は、会長の職にある議長の市議会内に置く。

(規約の改正)

第14条 この規約は、総会の議決により改正することができる。

(解散)

第15条 連盟は、総会において出席会員の³/₂以上の賛成をもって解散することができる。

2 解散に伴い必要な清算を行った後に、なお残余金が生じたときは、役員会の決定に基づき会員に還付する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て定める。

附 則

1 この規約は、平成27年2月2日から施行する。ただし、第8条第2項、第11条第1項及び第12条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定にかかわらず、あわら市議会議長が会長の職にあるときは「あわら市議会・加賀市議会友好交流議員連盟」と称する。

3 第5条第2項の適用については、連盟設立時の会長は加賀市議会議長をもって充てる。

4 第5条第6項の規定にかかわらず、連盟設立時にその任にある者の任期は、平成28年3月31日までとする。